

情報通信審議会 情報通信政策部会（第30回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年6月23日(月) 18時00分～19時25分

於、第一特別会議室（総務省8階）

第2 出席した委員等（敬称略）

(1) 委員

村上 輝康（部会長）、後藤 滋樹（部会長代理）、伊東 晋、大谷 和子、
長村 泰彦、清原 慶子、清水 英一、関根 千佳、高橋 伸子、高畑 文雄、
滝 久雄、竹中 ナミ、根岸 哲、安田 雄典

（以上14名）

(2) 臨時委員

村井 純

(3) 専門委員

関 祥行

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

小笠原 倫明（情報通信政策局長）、中田 睦（政策統括官）、河内 正孝（官房審議官）、松井 哲夫（官房審議官）、鈴木 茂樹（総合政策課長）、吉田 真人（放送政策課長）、奥 英之（放送技術課長）、吉田 博史（地上放送課長）、三田 一博（地上放送課企画官）、秋本 芳徳（情報通信政策課長）、小笠原 陽一（情報通信作品振興課長）、内藤 茂雄（通信・放送法制企画室長）

(2) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

第4 議題

ア「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について（平成16年1月28日付け諮問第8号）

イ「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について（平成13年3月28日付け諮問第3号、平成16年1月28日付け諮問第8号及び平成19年6月14日付け諮問第12号）

ウ「生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策」について（平成19年6月11日付け諮問第11号）

エ「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について（平成20年2月15日付け諮問第14号）

開 会

○村上部会長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第30回の情報通信審議会情報通信政策部会を開催させていただきたいと思います。

本日は、委員及び臨時委員19名中15名が出席されておりますので、定足数を満たしておりますことを確認させていただきたいと思います。

○村上部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事は4件ございます。「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」、それから、「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」、「生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策」、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について、この4件でございます。

議 題

ア「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について
(平成16年1月28日付け諮問第8号)

○村井臨時委員　それでは、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第5次中間答申（案）につきましてご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本検討委員会は、昨年8月の4次中間答申の後、2011年のアナログ放送終了を確実に実施するためにさまざまな角度から検討することが使命でございました。検討の過程では、検討委員会の委員の皆様積極的に意見資料を出していただいたり、国と放送事業者で検討していただいた結果を報告した上で議論を行うというプロセスを進めてまいりました。答申（案）取りまとめにつきましては、今月10日に開催した検討委員会で答申（案）についての議論をし、その後、メール審議等を行いまして、検討委員会として5次中間答申（案）を取りまとめることができましたので、本日ご報告をさせていただきます。

5次答申案の内容につきましては、資料30-1-1、概要版を用意いたしましたので、この資料で説明させていただきたいと思っております。1章総論から、2章から7章までの各論についてポイントの部分を中心にご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。このページの上側の部分に「第5次中間答申における基本的考え方」がございます。基本的な考え方としては、アナログ放送終了までの3年間を、最終段階の中でも「仕上げ」の段階と位置づけ、中間答申では、最終段階の残りの時間で実施すべきことをすべて盛り込むということでもとめさせていただきました。

いろいろな主体の役割としては、国は、率先して送受信対策の全般にわたり全力で取り組むことが必要であり、放送事業者は、デジタル中継局整備、それから、視聴者にアナログ放送が終了することを明確に誤解なく伝えるということが必要であるとしております。そのほかのメーカー、販売店、地方公共団体等の関係者も、国や放送事業者の取組を踏まえて、各主体の役割を果たす必要があるとしております。

それから、地方の高齢者まで含めてすべての受信者への丁寧な対応が必要であることについていろいろなご意見をいただきましたのを受け、地域密着型の全国組織を構築し、その地方拠点を国民の身近なところに設置し、国民からの相談にきめ細かく対応することが必須ということも盛り込んでおります。

いつも申し上げていることですが、アナログ放送の終了方法は、デッドライン方式でございまして、デッドラインを2011年7月と決め、そこから逆算して、アナログ放送終了に必要な準備を検討していくという方式です。この方式はあらゆる関係者が共通の目標に向かってそれぞれの役割を果たして初めて達成できるものです。このような基本的な考え方が一番上側の部分にございます。

次に、下側の「デジタル放送の意義」ですが、デジタル放送の意義については、今さらまた繰り返す必要があるのかと言われそうでございますが、むしろ期日が押し迫ってきますと「どうしてデジタル放送に移行するのか」という根本的な問いが大変重要になってまいります。そういう意味で、きちんと放送のデジタル化の意義を書き、繰り返し伝えていくことが大事です。アナログ放送の終了が現実味を帯びてきますと、いろいろな方がデジタル放送の意義について改めて確認をされる場面が増えて参りますので、そのような問題意識からここに「デジタル化の意義」を書かせていただきました。

国民全体のメリットとしては、放送がデジタル化することで空いた周波数を周波数ニーズの高まっているほかの用途で利用できるというのは大変重要なことです。他の点で

はアナログ放送からデジタル放送への移行は、諸外国においても実施されており、その実態についても紹介しつつ、周波数のデジタル化、放送のデジタル化の意義について確認していくという内容でございます。

2ページをご覧ください。第二章「国民の理解醸成」でございますが、これは、「周知徹底」、「悪質商法対策」、「相談体制」について記述させていただきました。

「周知徹底」は大事なことですが、なかなか正確な情報が届きにくいと予想されたり懸念されているところがありますので、例えば、高齢者だけのような世帯に対しては、地方公共団体、民生委員、老人クラブ等の地域に密着した活動をしている方々の協力を得て、すべての国民に正確な情報が届くように取り組むということが重要でございます。もちろん周知にあたっては、放送番組やスポットの活用、広報活動ということも必要でございます。国、放送事業者、メーカー、販売店、ケーブルテレビ、地方公共団体等の実際に動いている方々に周知をお願いをするにあたっては、大変お忙しい活動を日常されている方々ですので、どういうお願いをしていけるのか対策を立てることが必要という議論もされました。

それから、「悪質商法対策」については、実際にデジタル放送が始まるからこういう機材を買わなければいけないんだよという、いわゆる悪質商法が幾つか起こっておりますので、被害を事前に防止するための注意喚起を実施し、再発防止、拡大の防止に努めることが必要になるということでございます。

「相談体制」につきましても、相談に来るのを待つというよりも、相談を受けるために積極的に出かけていくような取組が必要ということです。情報が届きにくい地方、あるいは届きにくい方々も含めたすべての国民に、デジタル化への対応方法を十分に理解していただけるように説明会を開催するとともに、必要に応じて戸別訪問を実施するなどの技術的サポートの充実も必要になってまいります。このようなことを受けまして、本年秋に全国10カ所程度で設置予定の「テレビ受信者支援センター」の設置場所及び業務内容を早急に拡充し、来年度には、少なくとも全都道府県に1カ所は設置することを提言しております。

3ページをご覧ください。3ページと4ページは三章になっておりまして、「受信側の課題」、「受信機の普及」、「共聴施設の改修促進」、「公共施設のデジタル化」などについての言及をしている部分です。

「受信機の普及」に関しましては、4次答申で提言をした「5,000円以下の簡易な

チューナー」を、来年の夏までに開発し流通が実現できるように引き続き取り組むこと。また、経済的に困窮度が高い世帯への受信機購入等に対する支援について議論を行い、生活保護世帯を対象に、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要最低限の機器等を来年度から無償給付をすること。それから、高齢者等で一般の周知広報では地デジへの対応の困難な世帯について、地元の地方公共団体の協力を得て、いつでもどこでも繰り返し何度でもきめ細かく説明会を開催するとともに戸別訪問などのサポートをすること。以後、高齢者を含めたデジタル放送の視聴者へのすそ野を広げていくため、使いやすい機器の普及が必要であるということも含めて提言をしております。

このうち、受信機購入等に対する支援については、支援を行う対象の選定は、所得、それから資産の両方の基準で厳しい基準を設けて行うべきですが、この支援措置のために新しい基準をつくる事は実行上極めて困難であるということから、既存の制度で所得と資産の両方において厳しい基準を設けている生活保護世帯を対象にして支援を行うのが適当であるという判断をして、このような提言になっています。

それから、「共聴施設の改修促進」については、辺地共聴施設の新設等に極めて多額の経費が必要な場合は、住民の負担が過大にならないように特段の配慮が必要であること。高層ビルなどが原因で受信障害が発生し、受信障害の原因となった建物の所有者等に負担を求めることが困難な場合に、共聴施設の改修などのデジタル化に当たって住民負担が過重となるときには支援措置を講じることを検討すべき。それから、集合住宅共聴施設の改修を促進するために、標準的な工事の事例の相談に応じる体制を整備すること。などを提言しております。

「公共施設のデジタル化」につきましては、2011年7月を迎えるための事前のタイミングとして、2010年の年末までにはすべての公共施設におけるデジタル化改修が完了すること目標とするよう提言しております。

5ページをご覧ください。四章「送信側の課題」は5ページと6ページにわたっております。まず「中継局整備」に関しましては、中継局整備の計画として中継局ロードマップを詳細につくっていただいております。その着実な実施を行うとともに、難視聴世帯の解消に向けて、放送事業者と総務省が来年夏までに難視聴地域の対策を取りまとめて地デジ難視聴地区対策計画を作成し、この対策計画に基づいて、2011年春までに難視聴地域の解消対策を実施することを提言しております。

6ページの前半は、デジタル混信対策や支援措置の追加、それからケーブルテレビ、

I P再送信を利用した地域対策を提言しております。

後半では、難視聴地域の解消に全力を尽くしてもなおアナログ放送の終了までに地上系の放送基盤でデジタル放送を送り届けることができない地域を対象に、「暫定的な衛星利用による難視聴地域対策」を実施することを提言しております。具体的な対策としては、東京の放送、NHKとキー局5局を放送衛星で再送信し、2009年度内に運用を開始します。一応5年間という目途でございます。それから、各地域で視聴できる民放の番組は、各視聴地域の放送局の系列キー局の番組が基本。画質は標準画質でデータ放送はなし。字幕解説放送は地上デジで放送される場合にはあり、アナログ放送と同じレベル。という案が全国地上デジタル放送推進協議会から提案され、検討委員会として妥当であると判断いたしました。

この衛星利用の対象となる世帯が一般の世帯に比べて余計な負担が発生しないように、衛星を利用した放送を視聴するための必要な最低限の機器、BSチューナー及びパラボラアンテナの設置を国が支援すべきであるということ。それから、対象世帯には利用料を求めないようにすべきであるということを提言しております。

7ページをご覧くださいますと五章「デジタル放送の有効活用」で、3点について記述しております。まず、「公共分野における有効活用」、「字幕放送・解説放送等の拡充」、それから、「地デジの特性を活かした番組づくり」です。字幕放送に関しましては、総務省が策定した、視聴覚障害者向け放送普及行政の指針を踏まえた一層の取組が必要であること、それから、コマーシャルへの字幕付与の実現に向けて関係者で検討していくべきという提言をしております。また解説放送についても、その拡充に向けて積極的に取り組むべきという提言をしております。

8ページは、「アナログ放送終了にあたっての課題」、本文では六章に当たるところでございます。まずアナログ放送の終了のための対応手順につきましては、イギリスでは地域間で終了時期に差を設けているというご報告もございましたが、そういう地域間の終了時期の差は設けないということ。それから、放送終了に向けた取組を段階的に強化していくということ。具体的には、アナログマークの表示や告知スーパーインポーズ、レターボックス、お知らせ画面、という方法が幾つか委員会でも提案されました。このように段階的にアナログ放送を終了していくという案が、地上デジタル放送推進協議会からアナログ放送終了計画案として提案され、検討委員会としてもそれを妥当であると判断し、中間答申として提案しているということでございます。

それから、アナログ放送停止のリハーサルの実施も重要であり、実施に向けて検討を行うことも提言しております。

「廃棄・リサイクル」につきましては、外づけのチューナーで引き続きアナログテレビを使用できることを周知徹底することや、メーカーが廃棄・リサイクルの予測を立てて、処理能力がピークを迎えたり限界を超えたりしないような責任を持った処理に取り組むことなどを提言しております。

それから、「アナログ放送終了のための体制整備」につきましては、地域に密着した対応組織として先ほど申し上げた地デジ推進全国組織を立ち上げるとともに、テレビ受信者支援センターを都道府県レベルで設置すること、あらゆる関係者が地域レベルでも効率的に連絡を取り合う体制を整備すること、政府を挙げて推進する体制の整備が必要ということ等も提言をしております。第4次中間答申の提言を踏まえて、省庁間の活動等々も進めていただいているというご報告も検討委員会の場ではいただきました。

9ページ、七章「アナログ放送終了後の課題」につきましては、地上系放送基盤の整備、強制リパックについて記述しております。リパックというのは、周波数の事後の再編、移行のときに利用していた周波数の適正な切替などがございますが、このようなことが記述されております。

以上で説明を終了させていただきます。

○村上部会長　ありがとうございます。

本日、非常に重たい議題が4つございまして、村井臨時委員には、非常に時間が厳しい中でご説明をいただきました。どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○清原委員　村井先生、ありがとうございました。私も委員として検討に加わらせていただいているのですが、今回の第5次の中間答申というのは大変重要な提案をしている答申だと私は改めて思います。特に今まで周知あるいは具体的な取組について、総務省あるいは経済産業省、そして関係の団体が中心になって推進の体制を築き、そしてそれを推し進めてきたわけですが、今回は、特に経済的な困窮世帯に対して一定の対応をするという具体的な提案を盛り込みました。これによって、厚生労働省の取組とも大いなる連携、協働が期待されているわけです。それについて、もう後3年になり、2009年度からの取組を視野に入れた提言内容となっていますので、ぜひ実効性がある省と省

とのさらなる連携をお願いしたいと思います。加えて、内閣官房のほうで具体的な推進のプランも着々と進めていくということで、この部会が主張してきた各省挙げての取組ということがかなり進捗しているのではないかと思います。

なお、最後に一言申し上げますと、この本文の3ページのところに大変重要な記述がございまして、地方公共団体、自治体の市長をしております私としては、大変この記述に感謝しています。つまり、最後の4行ですが、「第二章以下では、各課題の解決に向けて、国が地方公共団体の協力を得て実施することを提言している部分があるが、具体的な制度設計に当たっては、国は、有効な対策を実施するために地方公共団体と協議すべきであり、地方公共団体に対して一方的に負担を押し付けることがないように配慮すべきである」、これは大変重要な記述を国のこの部会の中問答申に書いていただいたということで、自治体は、ぜひ課題解決を国とともにやっていきたいという思いは一致しておりますが、具体的な協議の過程で、さらに市長会や知事会等との密接な連携がなされれば、さらにさらに望ましい推進が図られるのではないかと考えます。

以上です。

○村上部会長　ありがとうございます。この報告にの意義つきまして非常に有益なご指摘をいただきました。

それで、ちょっと細かいところですけども、1ページ目の2の3つ目の○にメリットが書いてありまして、「携帯電話等の「電気通信」というのがあって、I T Sと自営とテレビ以外の放送があるんですけども、いわゆるモバイルインターネットとかブロードバンドですね、I C T国際でワイヤレスブロードバンドと表現していると思いますけれども、こういうものは、この「等」の中に入るといえるのでしょうか。

○村井臨時委員　基本的に、周波数ニーズの議論は委員会のほうではさせていただきましたが、地上アナログ放送の停波につきましては、いろいろな方に周知広報をさせていただき、抵抗感のある方もいらっしゃる中で、地上アナログ放送の停波、デジタル化のメリットをきちんと正しく理解していただくことが重要ですので、振り返って確認する意味も込めて書いた部分でございまして。周波数の跡地有効利用については、今まで総務省全体として議論をしてきて、その中にこの「電気通信」、「I T S」、「自営通信」、「放送」の4項目が再利用の大枠の目的として入っております。基本的には、「等」という中に村上部会長からご質問いただいたワイヤレスブロードバンドも、含まれていると考

えます。この答申の意味は、地上アナログ放送から地上デジタル放送に移り、周波数が空いたのだから今後いろいろなことで有効活用されるというメッセージが「国民全体としてのデジタル化のメリット」として、具体的にうそがなく伝わるのが大事かと思えますので、この4項目について有効性を書いていく部分だと思います。

今のご指摘は、私の理解では、ワイヤレスブロードバンドと国際的に言われているような分野の先進国である日本としては、「携帯電話等の「電気通信」と表現している部分については、実体としては国際的にもう少しビジョナリーなメッセージがうまく伝えられると思いますので、そこの部分の修文は検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○村上部会長　ほかにいかがでしょうか、よろしゅうございますか。

○安田委員　6ページのケーブルテレビ、これ、「計画的かつ適切に推進」と書いてあるんですが、具体的な、停波後何年かとかという目標というのはあるのでしょうか。

○村井臨時委員　ここで記述されているケーブルテレビに関しましては、停波後について記述しているのではなく、「送信側の課題」についてケーブルテレビとしてどう解決していくかについて記述されている部分かと思えます。先ほどご説明した中継局ロードマップは、地上デジタル放送の電波の届かないところを2011年の停波までにどう整備をするかという計画がまとめてあり、その中にはいろいろな課題がございます。同様にケーブルテレビを利用した場合にも、技術的に地上デジタル放送の番組を視聴する際にその装置の改変が必要かとか、パススルーの技術をどうやって導入していくか。つまり、放送の周波数のままでケーブルに再送信した際に、受信機にセットトップボックスのような特別な手当が必要な場合と、必要がない場合があり、設備投資等が必要になるなどいろいろな課題がありますので、そういったことも含めたロードマップの作成に着手していただき、ご報告もいただきました。その上で、非常に具体的な地域、それからきめ細かにどの部分でどういう対応が必要か、その対応によって設備等の導入がどうやったらうまく進んでいくか、という非常に詳細な計画を立て始めていただいておりますので、その概要を中間答申では記述いたしました。その中で、強調すべき点は、ケーブルテレビを利用する世帯数はとても多いので、その世帯数が具体的に数字として出て、地域も出たということは、ほかのロードマップとあわせて考えますと、アナログ停波に向けて、非常に正確な数値を把握できる体制が整ってきたということのご報告でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。ほかにご意見、ご質問がございませんようでしたら、本件につきましては、当部会におけます中間答申（案）として了承いたしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、今月27日、金曜日に開催予定の情報通信審議会総会におきまして、当部会からの中間答申（案）として提案することといたしたいと思います。

イ「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について

（平成13年3月28日付け諮問第3号、平成16年1月28日付け諮問第8号
及び平成19年6月14日付け諮問第12号）

○村上部会長　それでは、2番目の議題ですが、「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」につきまして審議を行いたいと思います。

なお、この審議のために、デジタル放送推進協会の技術委員会の委員長でいらっしゃいます関専門委員にご出席をいただいております。関さん、よろしく願いいたします。適時ご発言をいただければというふうに思います。

それでは、デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の主査であります村井臨時委員からご説明をお願いいたします。

○村井臨時委員　デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会は、昨年8月の4次中間答申以降、本日まで19回の検討を重ねて参りました。本日は、中間答申に向けて2点、「デジタル放送におけるコピー制御ルールとその担保手段の在り方」と、「コンテンツの取引市場の形成」について、それぞれ議論の経緯と提言案の概要をご報告いたします。

お手元の資料に、30-2、中間答申（骨子案）がありますが、中間答申（案）はご用意できませんでした。本委員会は厳しいスケジュールの中で取りまとめを行っておりまして、本日は答申（案）ではなく骨子案について説明いたします。

まず、第一章「デジタル放送におけるコピー制御ルールとその担保手段の在り方」より、最初に、ダビング10について説明いたします。4ページ、「I 第四次中間答申に

おける提言の概要」をご覧ください。

昨年皆様にもご了承いただいた4次中間答申で、コピー制御ルールをコピーワンスからダビング10に緩和するという報告をいたしました。この緩和の際に前提として得られた共通認識は、資料の上側【検討にあたっての基本的考え方】にも記載しておりますように、1) コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること。2) その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること、を基本的な姿勢とすることです。これらを大前提とし、5ページの「第四次中間答申以降の経緯について」をご覧ください。ダビング10の開始時期の確定について、本検討委員会の委員の理解と承認を得た上で決定していくということで進行してまいりました。この開始時期を確定する過程で、例えば、文化庁の文化審議会における私的録音録画補償金の問題など、課題があり、検討委員会としては、基本的な共通認識を持ち、構成委員の間で共通した合意として考えられる結論が確認されるべきであるとし、合意を得るために議論を重ねてまいりました。合意に向けた作業を進める中で、当初、6月2日をダビング10開始日と予定しておりましたが、合意を得ることができず、ダビング10の開始時期が延期され、6月2日以降も、関係者における合意形成に向けた調整努力が続いてまいりました。

6ページをご覧ください。このような状況の中で、先週行われました39回委員会において、権利者団体からダビング10の期日確定の議論における膠着状態を今後も続けることは意味がなく、ユーザーの利便性を考え、ダビング10と私的録音録画補償金の問題は切り離れた上で、ダビング10の開始時期を確定してはどうかというご提案をいただきました。この貴重なご提案を受けて、ダビング10の開始時期の確定に向けて大きく作業が進展し始めました。その場で私から社団法人デジタル放送推進協会(DPA)に、7月5日を目途にダビング10を開始する予定で作業を進めていただくようお願いし、現在DPAにおいて作業が進められていると伺っています。昨年答申させていただいた本委員会の初めての成果であります、ダビング10ですが、ようやくここへ来てユーザーの方々に利用していただく段階に進むことができました。

関専門委員にお越しいただきましたのは、DPA技術委員会委員長である関専門委員から、本日、DPAでダビング10の開始日程を確定したとうかがいましたので、この場でのご報告をお願いすることにしたからです。それでは、デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の専門委員というお立場から、関構成委員、お願いいたします。

○関専門委員 関でございます。今、村井臨時委員からお話ございましたように、昨年8月のこの情通審の答申を受けまして、デジタル放送推進協会、DPAと呼んでいますが、そちらのほうでダビング10の早期導入を図るため、デジタル放送運用規定の改定作業、それから、放送側、メーカー側の準備作業を行ってまいりました。今、村井臨時委員からお話ございましたように、先週、6月19日開催の委員会で運用を開始することについて関係者のコンセンサスが得られたということで、開始時期を確定するという委員会の村井主査のご指示があり、それを受けまして、放送事業者と受信機メーカーで構成されておりますDPAのほうで審議いたしました。放送側、それからメーカー側の準備に必要な時間をまずは確認して、その上でいつ実行に移るかということを検討いたしまして、まさに本日の正午でございますが、運用開始日時を、平成20年7月4日午前4時に確定することを決定いたしましたので、ここでご報告をいたします。以上です。

○村井臨時委員 ありがとうございます。

先ほど7月5日を目途に検討をしていただきたいと申し上げましたが、1日早い7月4日の午前4時に確定され、今日関係者に通知をして下さったということですので、あわせてご報告いたします。

引き続きまして、第一章「デジタル放送におけるコピー制御ルールとその担保手段の在り方」のもう一つの課題である「コピー制御に係るルールの担保手段の在り方」、いわゆるエンフォースメントの検討についてご説明いたします。7ページをご覧ください。4次中間答申において提言されたコピー制御に関するルールについて、ルールを担保する手段の在り方も検討するよう答申において求められておりました。第5次中間答申では、ご検討下さった皆様のご意見を全てご報告する予定であり、8ページ以降、検討の経緯を記載いたしました。このテーマも多く議論を行いましたので、18ページまでは、コピー制御に係るルールの担保手段についてのいろいろな考え方を記載しております。18ページでは、提言の前段の審議過程で、「この部分については概ね認識が一致している」、という点を提言としてまとめました。18ページ以降は、提言について記載しています。

概ね認識が一致しているポイントは、地上デジタル放送はいわゆる「基幹放送」であり、全国へあまねく普及が求められていて、視聴者の日常生活にも大きな影響があり得

る特徴ある分野であるという点。それから、当該分野でのコンテンツ保護ルールのみならず、当該ルールの担保、措置の在り方についても視聴者・消費者の参加を得たオープンな議論が必要だという点で、これらを前提として検討してきた経緯があります。

19ページをご覧ください。現在のエンフォースメントに関する課題についてですが、これまでの検討委員会での審議において、地上放送においてもコンテンツ保護は重要な課題であって、送信受信の双方における一定のコピー制御が必要であることは理解が得られていると考えております。しかしながら、コピー制御の実効性を担保するために現在行われているエンフォースメントの手法に関しては、視聴者、権利者等の立場からさまざまな課題が指摘されています。

例えば、現在の地上デジタル放送におけるエンフォースメントのシステムは、B-CASカードを利用しています。視聴のためにB-CASカードが必要であり、受信機を購入し、B-CASカードを取り付け、利用する手間や煩雑さにストレスを感じる方がいるのではないかという問題。それから、現在の技術エンフォースメントの構築、運営に費やされた一定のコストに見合う実効性や効果が確実に得られているのかという問題。それから、B-CASカードはICカードを使用しているので技術的エンフォースメントに分類できますが、この技術的エンフォースメント、つまり現行システムの見直し、それから制度的エンフォースメントの導入の検討等を求めるというご指摘も委員の方から受けました。

それから、19ページに記載した指摘の中で「基幹放送の性格にかかわる課題の例」として挙げられていますように、地上放送には基幹放送としてあまねく普及の努力義務が課されており、すべての視聴者がその放送を視聴可能とするのが政策目標であるにもかかわらず、その放送波にスクランブルをかけている点への違和感を指摘するご意見もありました。

このような課題の中で、20ページ「今後の検討にかかわる基本的な考え方」といたしましては、現在のエンフォースメントの手法について、常に視聴者にとってよりよい手法を模索する方向で検討していくべきであるという点に関し、委員会の皆様に大きな認識の相違はみられませんでした。今後、これまでの審議の過程で検討が求められた選択肢について、さらなる関連情報の収集や内容の精査が必要ですが、現段階では、現在のエンフォースメントの手法を変更することが必要かどうか。また、変更した場合の手法を、具体的に結論づけるのには適当な段階ではないと考えております。

しかしながら、視聴者と権利者の立場から、技術と契約による現在のエンフォースメントについて、手法の改善や別の手法の検討を求める指摘がなされたことは事実であり、今後、審議会としてこれらの指摘を受けとめ、エンフォースメントに関する検討を行っていくことが必要だとしております。

今後の検討は、技術エンフォースメント、制度的エンフォースメントそれぞれの選択肢の実効性、経済性などを踏まえて、慎重に双方の比較、あるいは検証を行って総合的に判断しながら進めることが重要だと考えております。

以上の観点から、今後も引き続き審議会において継続して検討していくことが必要ですので、今後考慮すべき点を何点か申し上げます。まず、文化庁などの関係省庁の協力と参加がエンフォースメントの議論を進めていく際に不可欠である点。また、この技術的エンフォースメントと制度的エンフォースメントを検討していく過程で、受信機の製造者がどのような責任を負っていくのかという話になります。そうした議論の際に、例えば受信機には、部品メーカーや流通事業者なども関わっておりますから、問題が起こった際には、必ず「どこのメーカーが作ったのか?」「どこの販売店が売ったのか?」と議論が発展します。ですから、今、メーカーの方も委員として加わっていただいておりますが、今後、その方々と共に、流通、部品メーカーに関する検討も含めての議論展開が必要であるという点です。

さらに、エンフォースメントのシステム改善の方向性は、現在の技術エンフォースメントをより改善していくという方向性、新たな制度的なエンフォースメントの導入を図る方向性、あるいは、両者を併用するような方向性が指摘されました。大きく分けて3つの可能性があります。それぞれに関する検討を詰めて、結論を出していくことが必要ではないかということです。

ダビング10開始時期の決定の際、適正な対価の還元は、権利者から指摘されていましたが、情報通信審議会でも適正対価の還元の在り方に関する議論は継続する必要があるとされており、コンテンツ市場形成の方策にもその可能性が含まれております。制度的エンフォースメントに関する検討そのものも違法なコピー流通を防ぐことであり、無料で入手できてしまうコンテンツに対して対価を支払わないというケースを生じさせないためのエンフォースメントであるので、この適正な対価の還元という議論の範疇に入ると認識し、検討を進めております。

それから、次に、「コンテンツの取引市場の形成」の議論につきましては、構成委員で

ある放送事業者、権利者団体、通信事業者のみならず、番組制作者、商社、広告代理店の方など、関係者から幅広く意見を伺って検討を進めてまいりました。

25ページをご覧ください。コンテンツ取引市場の拡大に向けて、放送コンテンツのマルチユースの拡大等々が必要だという具体的な方策を検討いたしました。

29ページの①では、最近提言されている、コンテンツ流通促進のための許諾権を制限する制度による解決策を検証した結果を報告しています。②には、番組流通市場に関する諸外国のルールの例について、我が国の放送事情、コンテンツ流通市場の現状を踏まえた比較、検証結果を報告しております。

30ページ、31ページには、コンテンツ流通が基本的に民間ベースの取引条件の問題であり、コンテンツを持つ者と流通させたい者との間で合意がスムーズに進む環境整備が重要だとの考え方が共通認識とされることが記されております。

32ページは、民間主導によるコンテンツ流通促進の具体的な方策の中で、許諾権を前提とした権利関連情報の集約と公開、国際展開のための番組国際見本市の形成、意欲ある番組制作者に対する機会提供という民間主導でのトライアルをトリガーとした取引市場を創出するために3つの提言を行いました。

(1)は、番組制作者から、自ら製作・著作を持つコンテンツに関するデータベースを構築し、そのリスクやコストを負担する意欲が示されたことを受け、番組制作者の保有するコンテンツに対するデータベースを構築・実証してはどうかという方向性になりました。(2)の番組国際見本市ですが、いろいろな国でコンテンツの見本市が開催されており、特に放送コンテンツの見本市のプレゼンスが日本以外のアジア諸国で向上しております。そうした中で、日本でもきちんと海外市場向けに放送コンテンツの見本市を創設することを提案いたしました。このことは、放送事業者自らがコストを負担し、マーケット創設に意欲を示されたということです。次に(3)意欲のある番組制作者に対する機会提供につきましては、自らの製作のリスクとコストを負担してマルチユースに取り組む意欲ある放送コンテンツ制作者に対し、制作・放映等の機会を提供するという取組が既に実施されているということです。

コンテンツの取引市場の形成についての今後の進め方に関しては、民間主導の取組ではありますが、審議会においても、これらの取り組みの具体的な捕捉やトライアルのフォローアップを行い、進捗状況について把握・検証していくことで議論を進めてまいります。

以上がこの骨子案の説明です。今回、ダビング10の問題等で直前まで構成委員の意見の調整を重ね、提言部分の文言の詳細についてもワーキンググループその他の会合でかなりの回数を重ねており、冒頭で申し上げたように、答申案の作成に時間がかかっており、至急進めていただいているところであるというご報告にあわせまして、繰り返しになりますが、ダビング10は関係者の方に大変な時間をかけていただき、皆さんにもご心配をおかけいたしました。今日、先ほど、関専門委員からのご報告にありましたように、7月4日午前4時に確定したということをご報告にあらためて申し上げます。

以上です。

○村上部会長　ありがとうございました。

まさに本日の正午にこの骨子案の肝になるところが確定したということに関専門委員会からご報告いただきました。そのコンセンサスに至るプロセスについての種々の方向、難しい論点につきましても村井臨時委員からご報告をいただいたところでございます。

この骨子案という形ですが、この骨子案についてご意見、ご質問とがございましたらいただければと思います。

○高橋委員　私は、同委員会の委員でございますが、国民不在の場所で決められたコピーワンスという国民にとってとてつもなく不便なものの解消に向けて、長い間、皆で辛抱強く合意形成のための議論をしてまいりました。先週で40回という数を数えているのです。この骨子案に関しては、委員会のほうでは、明日討議することになっておりまして、内容自体はコンセンサスが得られていないところだと私は思っております。ですので、コピー制御のルールに関して、6ページ、今後の進め方に関する提言の部分は、権利者の立場からのご提言は書いてあるんですが、国民、消費者の立場からの提言にはまだ至っていない。ここを明日詰めたというふうに思っております。委員会で反論を申し上げなければいけないところなのですが、「権利者の立場からの提案」の1の(1)のところに、「ダビング10」と「私的録画補償金」の切り離しと書いてあります。これは報道もされているところなんですが、私どもの委員会では、私的録画補償金とダビング10をペアで議論したということは一切ありません。もともと議論をしていないので、ここに「切り離し」と書かれてしまうと、今まで議論してきたかのように思われてしまいますので、これは修文要請をしたいと思います。

同時に、「今後の進め方に対する提言」の2の下のところですけども、「審議会にお

ける今後の検討の進め方」として、「「私的録画補償金」に関する議論について早期に関係者間の合意形成が図られることを期待」とある部分についてです。期待している委員もいらっしゃるかもしれませんが、期待していない委員もたくさんいるということで、これに関しましても明日の議論を待つということで、総会にどのようなものが出てくるのか、皆様も注目していただきたいというふうに思っております。

それから、エンフォースメントにかかわる基本的な考え方ですが、これにつきましては、村井先生にいろいろ詳しくご説明していただきましたけれども、ざっくり申し上げますと、制度的なエンフォースメントか技術的なエンフォースメントかということに関して、私のような国民消費者の立場としては、どちらを選ぶという以前に、どちらにどのような問題があるのか、利害得失は明らかにしてほしい、その上で皆さんで判断しましょうということを申し上げてきました。けれども、残念ながら、今のところ、一般の方は技術のことはあまりわからないでしょう、民民でやりますからお任せください、といった意見が事業者から出されてます。ここは、なかなか合意形成に至っていないところで、これも明日の議論になると思います。

技術のほうから見たら制度に縛られるのは嫌だということかもしれませんが、少なくともおっしゃる民民の場で過去に決められたコピーワンスという技術が国民には大きな迷惑になったわけですので、今回はそういうことがないようにすべきです。技術の面と制度の面とで、何が対応できるのか。今回の報告書にも書かれましたけれど、B-CASカードに関しては、昨年のお答申のときに、国民の方々から随分疑問の声、反対の声が上がったところですが、そこについて十分な議論が実は尽くされていない現実がございます。ですので、B-CASというのが本当に技術の問題なのかということ、ソフトの部分での技術というものが検討されていないという問題も含めて、このところはオープンな議論を重ねていかなければいけないところだと思っています。部会の委員の方々にもぜひ議論に参加していただけたらというふうに思っております。

それから、コンテンツ取引市場のほうもかなり検討を重ねてきているんですけども、なかなかいい方向がまだ見えてきていない。そもそもこの3つの問題というのは、表裏一体のようなところがありまして、権利者に対する適正な対価の還元というところにつきまして、何でやるのかという問題です。私の立場からすれば、私的録画補償金でやるというのはやはりおかしいというふうに思っておりました。でも、委員会では、はうちでやっている問題ではないからということで議論はしておりません。少なくともダビン

グ10というコピー制御が施されている以上は、それ以上のものを重ねるということに関して、本来的に抵抗があるということです。ですので、消費者側の意見としては、2年前の答申にさかのぼっていただきますと明らかなように、本当に欲しいのはE P Nだという方々が多いのです。そうした中で、少しでも早く対応を進めるためにダビング10という妥協の産物が今出ているのだと、こここのところを確認しながら、今回の答申が出されることを期待しております。

以上です。

○村上部会長　ありがとうございました。

このコピーワンスから始まったわけですがけれども、コピーワンスの持っている問題に対して、権利者、放送事業者、メーカー、それぞれコンセンサスを得るのが難しいと、非常に難しいという環境下で、それを、利用者の視点を入れてテクノロジーでその解が出せないだろうかというぎりぎりの解ということでダビング10という提案をいただきまして、昨年、この場でご議論をさせていただきました。それで、すんなり行くのかと思いましたが、実際にやっていくプロセスで、さまざまな詰めていく段階で論点が出てきたということで心配していたわけですがけれども、先ほどの関専門委員からのご発言のように、このダビング10の実行につきましては、具体的な時間が設定されたと、スタートについて時間的な設定がされたと。そういうベースでこの骨子案が書かれているわけですがけれども、これにつきまして、この細部については、表現等についてももう少し議論をしていただかなきゃいけないところがあるようでございますので、この案をきょうお聞かせいただいて、総会までの間にもう少しもんでいただくということで、それをさらに文書にさせていただくというプロセスがあるわけですがけれども、そういうところについて、利用者の視点ということで高橋委員から今発言があったところであります。

○村井臨時委員　高橋委員にも長時間を費やしていただきました。今ご発言されたことは、すべておっしゃる通りです。おっしゃる通りというのは、細かい文言のことではなく、今、高橋委員からご指摘があったように、今まではどうやって規格やルール、取引などが決まっているのかが不明だったのですが、この検討委員会では、意思決定に係る様々な立場の方にご出席願って議論をしていただきましたので、それぞれの立場の違いが、明確に出てきたという点です。そのように異なるお立場で議論していただき、高橋委員には、消費者としてのご意見をいただき、同じように権利者、放送事業者、メーカー、それぞれの委員の皆様が各々の立場ではっきり意見を述べて下さっております。

が、皆様が知悉なさっている分野について議論をしていただけたこと、大変貴重なお時間の中で議論をして下さったことに、まず主査として感謝をいたします。それから、前回の委員会の中でお願いし、ご了承いただきましたのは、皆様からの立場の異なるご意見をできるだけ透明に全部答申案に入れて参りますので、皆様のご意見が記載される部分に、それぞれのお立場のご意見が入るよう、まとめたいと思います。

このような前提をご理解いただいた上で、今、高橋委員からのご指摘のように、いろいろな文言につきまして、これから非常に気をつけて修正して参りますが、基本的な修正方法としましては、まず、コンセンサスが得られた部分、例えばダビング10の日にちが決まったといった明快な点は結論として記載し、明快でない部分は、異なる意見があったということを両論明記し、今後、このような議論をしていく必要があるというコンセンサスがあった、という記述にいたします。今から残された時間の中で、可能な限りご指摘いただいた部分の修正をして参ります。

○村上部会長　ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、中間答申（案）をこの27日の総会にご報告する、ご提案するプロセスにつきまして、部会長にご一任をいただくと。今、高橋委員からご発言がありましたように、明日さる委員会が開かれるようでございますので、委員会におきまして中間答申（案）を十分審議することをお願いするということと、その後、部会の委員の皆様に対しまして、中間答申（案）を照会してご了承をいただくと。ご了承をいただいた答申（案）について、私のほうから27日の総会に対して中間答申（案）として提案するというにさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのように決めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

ウ「生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策」について

(平成19年6月11日付け諮問第11号)

○村上部会長　それでは、その3番目の議題でございますが、「生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策」につきまして、ICTによる生産性向上に関する検討委員会の事務局より答申（案）のご説明をお願いしたいと思います。

○秋本情報通信政策課長　それでは、資料30-3-1というA3判、1枚紙を横目で見ていただきながら、資料30-3-2答申（案）について簡単にご説明をさせていただきますと思います。

　　昨年の6月にこの審議会に諮問をさせていただきまして、政策部会の下に委員会を設けて、1年にわたり検討をしていただいたものでございます。

　　まず、答申（案）、30-3-2の1ページをごらんいただきたいと思います。

　　なぜ生産性向上について検討したのかという点でございますが、(1)の「人口と経済成長」、第2パラグラフ、我が国は人口減少という第二次世界大戦直後の一時期を除いては久しく経験したことのない変化に直面している。新たな経済成長のトレンドを描くことが求められている。そのために重要なのは、勤労者1人当たりの生産性を向上させることであり、イノベーションを積極的に創出し、社会経済構造を変革していかなければならないという問題意識でございます。

　　その上で、2ページの下を表をごらんいただきたいと思います。より長期的な視点で見ましても、生産性の向上と経済成長には強い相関関係が認められるところでございまして、1913年から98年までの数字を拾っておりますが、20世紀は、まさに日本が生産性を大きく向上させて高い経済成長を実現した世紀でございました。このように長期的に見ても経済成長を実現するために生産性の向上が必要という問題意識でございます。

　　その上で3ページでございますが、資源に乏しく少子高齢化が急速に進行する国家において、いかにして生産性の向上を図るのかという課題がございます。この点で、現時点で我が国が模倣できるモデルは他の国には少ないという問題意識のもと、生産性を向上させる方法として、人材を育成する、技術革新の成果を活用するという方法が考えられるわけでございますが、検討委員会におきましては、ICTの活用による生産性の向上に焦点を当てて検討いただいたということでございます。

　　4ページ、5ページは、我が国の生産性の現状をお示ししているものでございます。国際的に見ても、先進国、他の先進国に比べて低い。産業別に見ますとサービス産業における生産性が低い。企業規模別に見ますと中小企業における生産性が低いということをお示ししております。

　　その上で6ページでございますが、検討委員会における今後の問題意識といたしまして、我が国では、世界最先端のブロードバンド環境が整備されているにもかかわらず、

それが生産性の向上に大きく結びついていないのはなぜかという点から障壁をあぶり出していただいております。6ページの真ん中の表でございますが、企業の情報化投資を見てまいりますと、ブロードバンドなどの電気通信機器は1割程度の投資割合でしかございません。電子計算機やソフトウェアが大宗を占めておりまして、これらへの投資と利用の在り方に障壁があるのではないかという観点で検討を進めていただいたわけでございます。

その上で、企業システムにおけるソフトウェア利用の状況を見ますと、部門ごとにカスタマイズやオーダーメイドでソフトウェアを利用する企業が多いというのが7ページの上の表でございます。

すなわち、8ページでございますが、我が国企業は、業務を改革しないままシステムを業務に適合させようとする、カスタマイズを選好される企業が多い。結果として生産性の向上を実現できていないのではないかということでございます。

それから、8ページの下の方でございますが、これは従業員規模別に他の企業システムとの連携状況を見たものでございます。従業員規模が小さい中小企業ほど社内のシステムとの連携をしていない割合が高い、連携割合が低いということでございます。

中小企業における障壁を整理したのが9ページでございますが、人、金、ノウハウ、便益が見えない、大手企業のシステムに合わせざるを得ないといった障壁があるという分析をしていただいております。

10ページでございますが、こうした障壁のあぶり出しを経た上で、我が国のICT投資とICT利用の在り方について、パラダイムシフトを起こすことが必要ではないか。パラダイムシフトを起こすことを称して戦略というふうに取りまとめていただいております。それは、世界最先端のブロードバンド基盤という我が国の強みを生かしまして、つながり力、換言すればネットワーク力に重点を置いたパラダイムへの転換を目指すべきであるということで、みずからシステムを所有するのではなく、できるだけ共用する。カスタマイズしたソフトウェアからなるだけ共用可能なソフトウェアを利用するということでございます。

こうした戦略確立の手順といたしまして、10ページの四角囲いの中でございますが、自社業務、自分の組織の業務で、競争力を有する業務あるいは競争力をもたせたい業務と、それ以外の業務とに切り分けると。これが国や地方公共団体でありますと、他者に開示できない業務と他者に開示可能な業務といったように切り分けると。その上で、他

者に開示可能な業務につきましては、ブロードバンドを介して他者のシステムとの共用を志向するというございます。共用を担う業務やシステムの社会経済的な効用を高めていくというございます。

その上で、11ページ、戦略の柱でございます、こうしたネットワーク力に重点を置いたパラダイムを具現するものとして、ASP・SaaSを戦略の柱に据えることが必要であるというのがまず第1点。それから、ASP・SaaSへのアウトソーシングや複数システム間の連携を円滑に実現するための基盤として、ネットワーク上で公開可能な企業台帳の整備、これが第2点。それから、実社会の企業活動をネットワーク上で可視化するというつながり力を実施するための場所コードの構築、これが第3点。これら3つを共通基盤として、共通基盤足りうるではないかということで検討をしていただいたわけでございます。

12ページをお開きいただきたいと思ひます。ASPとは、Application Service Providerの略、SaaSとはSoftware as a Serviceの略でございます、コンセプトは同じでございます。利用者からしますと、必要な都度ネットワークに接続し、ASPやSaaS事業者からシステムの機能の提供を受けるというものでございまして、12ページに概略図を示してありますが、従前ですと、パソコンを買い、システム、ソフトウェアをインストールするということを個々の利用者がする必要があったわけでございます、パソコンは新クライアントでいい、ブロードバンドの接続先からサービスの提供を受けるというものでございまして、13ページに生産性向上に資するという数字も上げているところでございます。

ところが、14ページ、その前に立ちはだかる現実がございまして、ASP・SaaSについてよく知らないとする企業が現状では4割を超えているのが実態でございます。すなわち、(2)「可能性」の前の「現実」と書いてございます、そもそもASP・SaaSとは何かを知らない企業が多い、どういふ事業者がいるかもわからない、そもそも役に立つのかという素朴な疑問、比較、評価、選択はどうすればいいかがわからない。社外に自社のデータを預けるのは不安であるといった現実がございます。

こうした点につきまして、16ページでございます、事業者による情報開示項目を共通かつ豊富にすると。そのことによりまして、利用者によるASP・SaaSの比較、評価、選択を支援するというを目的といたしまして、昨年11月に幣省で情報開示指針というものをまとめておりまして、この指針を業界を挙げて受けとめていただきま

して、認定も開始されているという現状がございます。

その上で、18ページをごらんいただきたいと思いますが、企業の生産性を向上させるためには、実は公共サービスの電子化を図ることが重要であると。例えば、金融機関の融資申し込みひとつ取り上げて見ましても、税の納税証明書、法人の登記事項証明書の提出等を求められる。こうした点をASP・SaaSを活用して容易にしていくということが必要であり、公共サービスに求められる情報セキュリティ対策を適切に講じているかどうかという点も認定のメニューに加えていくべきであるといったご提言を盛り込んでいただいているところでございます。

第2の柱といたしまして、企業ディレクトリについて見ていただきたいと思いますが。

企業ディレクトリとはということで、21ページ、1.(1)、その第2パラグラフ、企業ディレクトリとは、ネットワーク上で業種・業界を横断で利用できる企業データベース(DB)のことを言い、企業を識別するため、公開可能なコードとそれに紐づけられる公開可能な基本情報で構成されるということを想定しております。

なぜこのようなものを取り上げたかという点についてでございますが、22ページ、23ページに、我が国の企業コードの現状をお示ししております。代表的な企業コードの例でございます。けた数もコード体系もかなり違っているということがおわかりいただけたらと思います。23ページの最後のパラグラフ、経団連の提言におきましても、「個人・企業等に対する認識コードの統一」が提案されているところでございます。

24ページでございますが、ネットワーク上に公開可能な企業コードというものがありますと、複数の企業システムの相互連携をするときに一元的な媒介をすることができると。また、企業ディレクトリに書いてある、登録されている事項についてはコピーをすればいい。多重入力の手間の省略ができるという点をメリットとしてまず上げ、さらに、その上で、25ページでございますが、現状では、企業は電子取引や電子申請ごとに発行される多くのID・パスワードを管理しなければならないのが実情でございますが、この企業ディレクトリを単一のIDとしてシングル・サイン・オンを実現するということがも展望される。このことによりまして、企業側の手続を大きく削減するということが期待されるということでございます。

27ページにこの企業ディレクトリの要件につきまして6つほど整理をしております。ユニーク性、カバレッジ、オープン、利用しやすさ、利用の公平等々、変更の履歴が追跡できるといった点について検討していただいた上で、こうした企業ディレクトリ

を整備する上では、28ページでございますが、改めてつくるよりも既存の企業コードを活用する方法が現実的である。その上で、27ページで見いただきました要件に照らして既存の主な企業コードの比較をしていただいております。その上で、現時点で、これらのうちどれか1つに特定しなければならないものではなく、それぞれの特徴を生かし、競争を通じて企業ディレクトリの普及が促進されることが望ましいというふうにしております。

それぞれ信用調査機関の企業コード、あるいは電話番号のメリット・デメリットについて記述を置いていただいております。

海外では、シングル・サイン・オンから取組が始まっているという点を29ページ、30ページに書かせていただいた上で、31ページでございますが、我が国におきましても早急に取組を開始すべきである。そして、ご提案ベースで採択させていただいている事業の1つとして、ユビキタス特区事業というものがございます。こちらに電話番号を基盤として企業ディレクトリシステムを構築し、シングル・サイン・オンの機能を実現するという実証プロジェクトが提案されまして、採択に至っております、本年度から3カ年にわたりまして実証プロジェクトが行われる。

32ページでございますが、電話番号を企業ディレクトリのコードとしつつ、既存の企業コードとの連携の仕組みについてもあわせて検討することが望ましいという提言をまとめていただいておりますし、アジア諸国との連携も必要だという提言をまとめていただいております。

第3の共通基盤として場所コードについても検討をいただいております。

33ページの第2パラグラフ、場所コードとは、社会経済上意味のある場所を特定するコードをいうという定義をしていただいた上で、図の1つ上のパラグラフでございます。実際の企業活動をネットワーク上で再現し、管理し、さらには自動化するという、可視化するということができますと、他の自動化できない業務に人手を回すことができ、企業の生産性の向上に大きく寄与するものと考えられる。

こうした場所コードを築いた上で、34ページの第1パラグラフでございますが、一定の場所にあるべきもの、いるべき人、あるべきでないもの、いるべきでない人等をネットワーク上で可視化するということが考えられるわけございまして、場所コードと商品コード、企業コードとの連携も展望されるということでございます。

既存の場所コードとの違いについても検討を加えていただいております、35ペー

ジの第1パラグラフでございますが、郵便番号や住所は、社会経済上意味のある場所を特定する場所コードと言えるが、特定できる範囲に限界があり、ビルや商業施設のワンフロア、工場や倉庫の1区画、建物内の通路、倉庫の棚といった場所を示すことはできないのが実態。GLNにつきましても、実質的には取引先までを特定するものという比較をしていただいた上で、細かな場所コードができてまいりますと、新たなニーズが想定される業務というのがあるということをもとめていただいているのが35ページの表でございます。物流、物の追跡、資産管理等、それから作業指示、広告に至るまでの新たなニーズ、これ以外にもあるかもしれませんが、こうしたニーズが想定される。こうした新たなニーズにこたえる場所コードの構築の在り方について、体系を示していただいたのが36ページ、イメージ図でございますが、この図でございます。

既存の郵便番号や住所との相違点と申しますと、この新たなニーズにこたえる場所コードは、場所の利用者のニーズに応じて振られる相対的なものということで、37ページの表の上でございますが、郵便番号や住所等に比べて粒度が一律ではない点に留意する必要がありますという点を触れていただいた上で、国際標準化の議論がITUやISOで始まっておりますので、日本として貢献できるように取り組むべきであるというご提言をまとめていただいております。この点につきましても、今年度から開始されるユビキタス特区事業の1つといたしまして、完成自動車の国際物流、港のターミナルにおける物流施設に場所コードを細かく付しまして、物流の効率化を行うという実証プロジェクトが推進されることになっておりまして、こうした実証プロジェクトの成果を国際標準化の議論に反映させるべきであるというご提言をまとめていただいております。

ICTによる生産性向上戦略については、簡単でございますが、以上でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。

それでは、だいたいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思っております。

○長村委員　日本の製造業、物づくりを司る電気という業界、その産業別の組合の立場から申し上げたいと思っております。電気だけではありませんが、日本の製造業が、非常に熾烈なグローバル競争の中で何とか勝ち抜いていこうという手段の有効な1つがこの生産性向上でありまして、まさしくICTを使ってこれまでやってきているメーカーが非常に多いと思っております。したがって、ぜひこの資金力のない中小企業やサービス・流通分野、公共サービス分野等にこのICTを使って生産性向上を図るということについ

て全面的に必要性を感じますとともに、総務省としても、インフラ整備を含めたご支援を含めて旗振りをぜひお願いしたいというふうに思います。

○村上部会長　ありがとうございます。

ブロードバンドのそのICT基盤につきましては、世界最先端のものができつつあるわけですが、それをただいまご定義いただきましたようなその生産性の向上につなげていくというときに、結局はそのネットワークの力を最大限使っていくと、この最先端の部分を最大限活用してICTによる生産性の向上を行うということ突き詰めていきますと、ただいまの中堅中小企業の底上げも含めてASP・SaaSの活用が非常に重要だということに至りまして、それが企業ディレクトリ、さらには電子端末を具体的に活用していこうとしますと、今回、提案されていますような場所コードというところまで落とさないと実際にネットワークが生産性につながっていくサイクルがつかれないということで、今までの議論を一段落とした議論をこの場でやっていただいているかと思います。

それでは、ほかにご意見がございませんようでしたら、これにつきまして、当部会における答申（案）として了承させていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本件につきましても、27日の情報通信審議会総会におきまして、当部会からの答申（案）として提案をさせていただきたいと思います。

エ「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について

（平成20年2月15日付け諮問第14号）

それでは、最後の案件でございますが、平成20年2月15日付けの諮問第14号、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について、総務省からご報告をお願いしたいと思います。

○内藤通信・放送法制企画室長　それでは、資料30-4をお手元にご用意いただければと思います。4-2のほうは本体でございますが、本日は、資料30-4-1のほうでご説明申し上げます。

本件につきましては、2月15日の諮問に関するものでございまして、1ページの左側でございますが、通信・放送の総合的な法体系に関しまして、融合・連携に対応した

具体的な制度の在り方について、来年12月ごろの答申が希望されているというものでございます。

3の「審議状況」でございますが、2月の諮問を受けまして、政策部会の下に、右半分でございますが、長谷部先生を主査とします「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」が設置されました。これまで5回ほど議論を重ねているというところでございますが、恐縮ですが、資料30-4-1の2ページのほうをお開きください。

左上でございます。去る6月9日でございますが、検討委員会におきまして中間論点整理の案について議論が行われまして、その週、13日にこれを中間論点整理案の「案」をとって公表しております。7月、来月の14日までパブリックコメントに付している、こういう状況でございます。

この中間論点整理の位置付けでございます。左上の■の2つ目でございますが、今後重点的に審議すべき主な論点、それから、この論点に関する検討の方向性につきまして、中間的に整理をしたという位置付けになってございます。そういう意味で、現時点で何らかの最終的な意思決定をしているというものではございません。

具体的な内容につきましては、2ページ左、真ん中やや下からでございます。恐縮ですが、時間の関係もございましてかいつまんでご説明申し上げますが、まず、法体系全般ということでございますが、全体構造の見直しといたしまして、現在の法体系というものをネットワーク上のいわゆる情報流通の中での役割、これの違いに応じて今ある規定を再編成し、あわせてできるだけ合理化をするということでございます。それとともに、役割の違い、いわゆるレイヤー間の関係、これも明確にする、そういった法体系に転換する方向で検討をするということでございます。

それから、ポイント2つ目としましては、左半分の下から2つ目でございます。電波の関係でございますが、通信・放送の利用区分等にとられない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討をするということ。

右半分に移りまして、伝送サービス規律の再編ということで、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る、こういう方向で検討するということ。

コンテンツ規律の関係でございますが、右半分の上から2つ目でございます。いわゆるメディアサービスということで、いわゆる社会的影響力に着目して規律すべきサービスの範囲でございますが、これについては、従来の放送の枠の中に範囲をとどめるということ。それから、そこから3つ下がっていただきまして、オープンメディアコンテン

ツ、いわゆるインターネット上のコンテンツというふうにご理解いただければと思いますが、これに関する規律につきましては、プロバイダ責任制限法の枠組みを適用しまして、当面は行政機関が直接関与しない方向で検討をするということでございます。

その他といたしまして、2つ事例をご紹介いたします。下から2つ目でございます。特定の法人の位置付けということございまして、NTT、それからNHKの業務内容等については検討対象とはしないということ。最後でございます。既存事業者、現在の法律に基づいて業務を行っている事業者さんの地位につきましては、実質的にこれを承継するという方向で検討する。こういったようなことが盛り込まれておりまして、こういう方向性につきまして、国民の皆様からのご意見を現在伺っている、こういう状況でございます。

今後の予定でございますが、もう一度左上に戻っていただいて、恐縮です。■の上から4つ目でございます。今後、パブリックコメントの結果を踏まえまして、各論点についてカテゴリー分けをした上でそれぞれについてワーキンググループを設置し、具体的制度設計に向けた検討を今後実施する予定ということとしてございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。

この諮問は非常に息の長い諮問でございまして、来年の12月までに答申をするというものでございます。その中間論点整理という形で、今、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。根岸委員もよろしゅうございますか。

それでは、ただいまの報告を中間論点整理という形で27日の総会に報告をさせていただきますと思います。

閉　　会

○村上部会長　本日、非常に重たい議題がたくさんありましたので、時間を心配しておりましたが、皆さんご協力いただきまして、時間内に審議を終了しようとしております。委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。

事務局からはございますか。

○今林情報通信政策局総務課長　特にございませぬ。

○村上部会長　よろしいですか。

それでは、以上で、第30回の情報通信政策部会の会議を終了させていただきたいと思えます。

次回の日程につきましては、別途、確定になり次第事務局からご連絡を差し上げますので、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。